

⑦ 木造住宅耐震診断事業を実施します

この事業は、一定の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識の啓発を図ることを目的とした事業です。

診断概要

- ・茨城県知事が認定した「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣します。
- ・建築物の耐震性を目視および建築時の図面により診断します。
※この診断は、あくまで耐震補強の必要性の有無について判定することを目的としています。

対象住宅

- ・市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（住宅以外の床面積が過半でないもの）で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの。
※建築年、建築概要が建築確認通知等で確認できること。
- ・在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。
※丸太組工法（ログハウス）およびプレハブ工法などは対象外です。
※東日本大震災により被災した住宅で罹災証明書の判定区分で「半壊」以上の判定を受けた住宅は対象外です。

対象者 上記の対象住宅の所有者で、税の滞納をしていない方。

診断費用 個人負担 2,000円

募集戸数 9戸

申込期間 6月3日（月）～9月30日（月）（予定戸数に達した時点で受け付けは終了となります。）
※診断実施は10月からを予定しています。

申込方法 申請書に必要書類を添付のうえ、窓口へ提出してください。

※悪質な業者による勧誘にご注意ください。市から訪問や電話により、耐震診断を勧めることはありません。

申・問 都市計画課（内線586）

⑧ 住宅・店舗リフォーム促進補助金をご利用ください

商工会では、市内施工業者による快適な住環境や商業施設の整備への支援を通じて、地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅・店舗リフォーム促進補助金事業を開始します。住宅では最大10万円（補助率：10%）、店舗では最大20万円（補助率：20%）の補助金を助成します。

対象工事 市内の施工業者による建物に係る増築、修繕、改修等の10万円以上（税別）の工事
※電気設備や通信設備等の設置・取替えのみの工事、補助金交付決定前に着工した工事は、対象外です。

対象建物 住宅：申請者が市内に所有し、居住の用に供する建物

店舗：市内で小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営んでいる建物

申込方法 工事着工前に交付申請書および添付書類を添えて、窓口へ提出してください。
※郵送での受け付けはできません。

申・問 笠間市商工会 友部事務所（笠間市東平2-3-3）

Tel 0296-77-0532 URL <http://www.kasama-shoko.jp>

「ごみ処理ハンドブック」は、笠間市のホームページからご覧いただけます。

④ページ

<http://www.city.kasama.lg.jp/>（「ごみ処理」で検索）